

公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

本業務は、社会福祉法第 107 条に基づく地域福祉計画を策定するにあたり、策定するためのアンケート調査（アンケート項目の設定、調査・回収、データの入力、集計、分析、推計を行い、それらを取りまとめた報告書の作成）を実施するものである。

なお、アンケート調査の実施にあたっては、国、県の動向や富津市の状況等を的確に把握し、富津市が取り組むべき課題や福祉施策の基本方向・実施施策や目標を定める、地域福祉計画を策定することを目的とするため、高い分析力や専門的な知識を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用しようとするものである。

2 概要

- (1) 件 名 富津市地域福祉計画策定に伴うアンケート調査業務委託
- (2) 場 所 富津市下飯野 2443 番地
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日（月曜日）
- (4) 業 務 概 要 アンケート調査業務 一式
- (5) 提案上限額 5, 5 7 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※上限を超える提案は失格とする。

3 参加資格

(1) 基本事項

次のいずれの項目を満たす者とする。

ア 富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていること。

（※登録されていない場合は 5（2）ア参照）

イ 富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を本案件の公告日から契約締結までの間、受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者

（ア）手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は手形、小切手を不渡りした者で 6 箇月を経過しない者

（イ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(2) 個別事項

次のいずれの項目も満たすものとする。

ア 本事業を遂行するために必要とされる業務経験や資格を有した者を専従させることができる者であること

イ 過去 5 年以内に市町村地域福祉計画を策定するためのアンケート調査及び計画策定事務を請け負った実績があること

ウ 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること

4 実施スケジュール

	内容	日程
参加表明	申請書様式等の配布期間	8 月 10 日（月曜日）～8 月 24 日（月曜日）
	参加表明書受付期限	8 月 24 日（月曜日）
	選定・非選定通知書の送付	8 月 28 日（金曜日）
技術提案	質問書の提出期限	8 月 28 日（金曜日）～9 月 3 日（木曜日）
	質問書の回答	9 月 8 日（火曜日）
	技術提案書の提出期限	9 月 15 日（火曜日）
	プレゼンテーション	9 月 24 日（木曜日）又は 9 月 28 日（月曜日）
	提案採用者決定	10 月 1 日（木曜日）予定

5 提案方法等

(1) 申請書様式の配布

ア 配布期間 令和8年8月10日（月曜日）から令和8年8月24日（月曜日）まで
（土曜、日曜及び祝日は除く。）

配布時間は午前9時から午後4時30分まで

イ 配布場所 富津市役所 健康福祉部 社会福祉課（2階26番窓口）

申請書様式は、富津市ホームページからも入手可能

(2) 参加表明書の提出

以下の書類を1部、持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（別記第3号様式）

富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を添付すること。

なお、証明書は、提出日前3箇月以内に発行されたものでなければならない。

☐ 登記事項証明書等の契約能力を有することを証する書類（原本）

- ・履歴事項全部証明書（法人のみ。法務局発行）
- ・身分証明書（個人のみ。本籍地のある市区町村発行）
- ・登記されていないことの証明書（個人のみ。法務局発行）

☐ 印鑑証明（原本）

- ・印鑑証明書（法人のみ。法務局発行）
- ・事業主の印鑑登録証明書（個人のみ。市区町村発行）

☐ 使用印鑑届兼委任状（別記第1号様式）

☐ 財務諸表（直近2年分の決算書）

個人の場合は、所得税確定申告書（税務署受領印があるもの）及び申告決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書）

☐ 営業所等一覧（別記第2号様式。営業所等を有する場合のみ）

☐ 国税及び地方税に未納がないことの証明書（原本）

- ・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（法人のみ。税務署発行）
- ・所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（個人のみ。税務署発行）
- ・千葉県税の完納証明書（千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。県税事務所発行）

- ・富津市税の納税証明書（富津市内に本店又は営業所等を有する場合のみ。富津市発行）

イ 3（2）個別事項に記載したものを確認できるものの写し

（3） 参加資格確認結果の通知

参加表明書提出者全員に書面で通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にて技術提案書の提出方法及びプレゼンテーションの日程を通知する。

（4） 質疑応答

ア 質問書の受付

質問書受付期間中に、質問書を電子メールで提出すること。

イ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、質問書の回答日まで富津市ホームページへ掲載する。

（5） 技術提案書の提出

ア 提出資料

次の資料を提出すること。

番号	提案書類名	提出上の注意
①	技術提案書等提出届 (別記第5号様式)	
②	技術提案書 (任意様式)	記載内容については、本実施要領5（5）（イ）を参照すること
③	会社概要書 (任意様式)	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの
④	業務内容 (任意様式)	富津市地域福祉計画策定にあたって （1）アンケート調査業務（アンケート項目の設定及びアンケート結果調査分析方法等について） （2）令和9年度に実施する計画策定業務（富津市の現状及び動向の調査・整理、成果目標及び活動指標の設定の考え方） 以上のポイントについて記載すること

⑤	業務実績書 (任意様式)	他市等での地域福祉計画の実績及び本市での実績 (他分野も含む。)
⑥	業務実施体制 (任意様式)	業務の実施体制（組織、事業責任者及び担当者の氏名や人数等）について記載すること
⑦	見積書及び見積内訳書 (任意様式)	内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、積算根拠を詳細に記載すること

イ 技術提案書（任意様式）

（ア） 技術提案書の様式

（Ａ） 技術提案書は縦置き横書きで、基本的にＡ４版両面印刷で左綴じすること。

ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等の資料の作成上Ａ３版を利用した方が分かりやすい場合は、Ａ３版の利用も可とする。

（Ｂ） 技術提案書は目次及びページ番号を付けること。なお、ページ数に制限は定めない。

（Ｃ） 技術提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

（イ） 技術提案書の記載内容

別紙の仕様書及び８ 評価基準の項目ごとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

（ウ） 提出方法

（Ａ） 持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により、事務局へ提出すること。

（Ｂ） 正本を１部、副本（コピー可）を８部提出すること。

（Ｃ） 正本はＡ４版フラットファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。

（エ） 電子媒体として、Microsoft office Excel、Word または PowerPoint いずれかで作成したものを CD-R または DVD-R にて １部提出すること。

6 参加者が一者又はない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合、当該一者でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は中止とする。

7 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和8年9月24日（木曜日）又は令和8年9月28日（月曜日）

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施場所

富津市役所本庁舎（富津市下飯野 2443 番地）

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

(3) 実施内容

一者につき、準備5分以内、プレゼンテーション30分、質疑応答15分程度とする。

ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間等を短縮することがある。

(4) 会場設営

スクリーン、プロジェクター設置については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

(5) 出席者

3名以内とする。なお、本業務に携わる予定者を含めることとし、その者が技術提案について説明すること。

(6) その他

プレゼンテーションの実施順序については、技術提案書の受理順とする。

8 評価基準

評価項目は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準
アンケート調査	富津市地域福祉計画において、 ・本計画において、国の方針に即した項目に加え、本市の特徴を捉えた効果的な調査項目が設定できる提案になっているか（※） ・調査対象者ごとのニーズ及び課題を反映できる項目になっているか（※） ・アンケート調査の回収率等を向上するための工夫や提案があるか ・データ処理において、単純集計、基本属性のクロス集計に加え、設問間クロス集計表を作成し、現状課題の分析整理を行う提案になっているか（※）
アンケートの活用	・アンケート調査結果等を令和9年度に策定予定の本計画に活かしやすい提案になっているか ・法令や国の動向、他市の事例などの情報提供、庁内計画策定委員会の運営支援ができる体制になっているか
全般	・予定担当者等が十分な経験や実績、業務に必要な知識及び知見を有しているか（※） ・国、県、市の各種施策を反映し、国・県の動向にあわせた提案になっているか（※） ・的確な需要量の推計・目標量の設定を行うための考え方、その他の地域の特性を考慮した、調査・分析手法の提案になっているか（※） ・業務遂行のための人員の配置予定、スケジュールは適切か また、本市と協議を行い、迅速かつ柔軟に対応できる体制になっているか ・表や文章等を見やすくするための工夫があるか ・技術提案内容に説得力があり、実現性が高いか
その他	・仕様書以外の項目で特記すべき提案項目があるか ・企画提案内容と見積額が妥当なものであるか

（※）特に重点を置いている評価の基準項目

9 審査結果の通知

- （１） 審査結果は、プロポーザル審査結果通知書にて郵送及び電子メールにより通知する。
- （２） プロポーザル審査結果通知書に記載した内容以外の質問には回答しない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10 結果の公表

契約締結後、以下の内容を富津市ホームページで公表する。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 履行期間
- (3) 提案採用者を特定した日
- (4) 提案採用者の名称及び所在地
- (5) 提案採用者とした理由（審査結果等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

11 契約手続

- (1) 提案採用者を優先交渉権者とし、仕様書及び提案採用者の提案書等の記載事項を基本に協議が調ったときは、見積書を提出し、契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者と協議が調わない場合は、評価得点の高いものから順に協議を行うものとする。ただし、評価得点が最低基準点を下回るものを優先交渉権者とすることはできない。
- (3) 優先交渉権は、契約締結結果を富津市ホームページに公表することにより消滅する。

12 その他

- (1) 辞退について
参加資格を有すると認められた者が技術提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後4時までには辞退届を提出すること。
- (2) 失格となる場合について
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき。
 - イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの
 - エ 審査の公平性に害する行為があったとき。
- (3) 申請に関する経費について
書類の作成、提出及びプレゼンテーション等にかかる費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出資料の取扱いについて

- ア 提出資料は返却しない。
- イ 提出後の資料の差し替え（修正を含む。）及び再提出については、一切認めない。
- ウ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- エ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 契約履行過程で生じた製作物の著作権は、富津市に帰属する。

(5) 富津市が作成した仕様書の取扱い

技術提案書の作成のため富津市から受領した資料は選定結果通知後、廃棄すること。
また、富津市ので了承なく公表又は使用しないこと。

12 担当

〒293-8506

千葉県富津市下飯野 2443 番地

富津市健康福祉部社会福祉課（2階 26 番窓口）

電話 0439-80-1258 FAX 0439-80-1350

E-mail mb015@city.futtsu.chiba.jp

開庁時間 平日 9 時 00 分～16 時 30 分

電話受付 平日 8 時 30 分～17 時 15 分